

議案第 7 3 号

佐野市行政財産使用料条例の改正について

佐野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 6 年 9 月 6 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

佐野市行政財産使用料条例（平成 1 7 年佐野市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 佐野市役所市民広場駐車場の 1 台当たりの使用料は、第 2 条の規定にかかわらず、使用時間が 3 時間以内の場合にあつては無料とし、3 時間を超える場合にあつてはその超える時間 1 時間につき 1 0 0 円に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加算した額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の規定により額を算出する場合において、1 時間に満たない端数の時間は、1 時間として計算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に行う行政財産の使用許可から適用する。

理 由

佐野市役所市民広場駐車場の使用料を定めるため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市行政財産使用料条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<u>第 5 条 佐野市役所市民広場駐車場の 1 台当たりの使用料は、第 2 条の規定にかかわらず、使用時間が 3 時間以内の場合にあっては無料とし、3 時間を超える場合にあってはその超える時間 1 時間につき 100 円に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加算した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u>
	<u>2 前項の規定により額を算出する場合において、1 時間に満たない端数の時間は、1 時間として計算する。</u>
<u>第 5 条～第 8 条</u> (略)	<u>第 6 条～第 9 条</u> (略)